

国際課税における課題

中里 実

はじめに

執行に穴のあいた租税法はどのような租税理論の下においても正当化できない
現行法に照らし適法であれば、納税者を責めることもできない
しかし、放置もできない

一 租税裁定取引を用いた課税逃れの蔓延

「足が速い」のは、日本企業の所得よりも外資系企業の所得かもしれない

様々なテクニックが駆使されて課税逃れが行われている

米財務省は、1999年にこのような状態に対応するために「課税逃れ白書」を公表
日本の対応は非常に遅れており、むしろターゲットにされている

二 具体例

日本においてあげた利益を、匿名組合員として出資しているオランダ企業に支払う

日本の法人税も、所得税の源泉徴収もできない

証券キャピタル・ゲインを外国で実現させ、帳簿価額を切り上げた上で日本に持ち込む

当該キャピタル・ゲインに対する日本の課税は不可能になる

日本から外国の系列保険会社に再保険料を支払う

日本で損金算入され、また、保険料の支払は源泉徴収されない

日本支店から海外の本店に送金する

源泉徴収ができない

日本で所得をあげ、確定申告前に出国する

徴収手続きが困難である

三 対応策

外国法人課税制度の見直し

非法人型事業体に関する課税方式の整備

執行当局の情報収集体制の整備

課税ベースの浸食防止

他方で、納税者保護のために、事前確認制度を整備

まとめ

執行の重要性を認識する必要性

きわめて専門的領域なので、専門家教育の充実（法科大学院、税務大学校等）